

装プ事第15174号
令和3年10月21日

大臣官房長
各局長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
長官官房審議官
長官官房会計官

防衛装備庁長官
(公印省略)

PFOS又はその塩又はPFOA又はその塩が使用されている泡消火
薬剤等の管理に必要な様式等について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、令和3年10月22日から適用することとしたので、周知されたく通知する。

なお、PFOS又はその塩が使用されている消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤の
管理に必要な様式等について（装装制第100号。27. 10. 1）は、廃止する。

添付書類：別紙

P F O S 又はその塩又は P F O A 又はその塩が使用されている泡消火
薬剤等の管理に必要な様式等について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第 3 項の表 P F O S 又はその塩の項又は P F O A 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成 22 年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号。以下「省令」という。）の施行に伴い、P F O S 又はその塩又は P F O A 又はその塩が使用されている泡消火薬剤等（以下「泡消火薬剤等」という。）の管理に必要な様式等については、下記のとおりとする。

記

- 1 容器等の表示（省令第 3 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条関係）
容器等の表示内容は、付紙第 1 による。
- 2 容器等の点検（省令第 5 条関係）
容器等の点検は、消防設備等の点検時等に併せて実施するものとし、その点検記録の様式は、付紙第 2 による。
- 3 帳簿（省令第 7 条関係）
帳簿については、泡消火薬剤等及び省令第 1 条第 4 号に規定する汚染物（以下「汚染物」という。）の保管及び処分等の状況について記載するものとし、その様式は、付紙第 3 による。
- 4 管理状況の通知
特定化学物質使用装備品等の取扱いについて（防装調第 4900 号。54. 10. 25）第 4 項に規定する「特定化学物質使用装備品等調査表（管理状況）」に記載する内容は、付紙第 4 による。

1 泡消火薬剤等の保管容器の表示内容

- (1) 保管している泡消火薬剤等の種類（例：P F O S 含有泡消火薬剤、P F O A 含有消火器用消火薬剤）
- (2) 保管している泡消火薬剤等の数量（ℓ）
- (3) 保管している泡消火薬剤等の管理者の氏名又は役職等

2 泡消火薬剤等の保管場所の表示内容

- (1) 泡消火薬剤等の保管場所である旨（例：泡消火薬剤の保管場所、泡消火薬剤等の保管場所）
- (2) 保管している泡消火薬剤等の種類（例：P F O S 含有泡消火薬剤、P F O A 含有消火器用消火薬剤）
- (3) 保管場所の管理者の氏名又は役職等及び連絡先

3 汚染物を入れた容器の表示内容

- (1) 保管している汚染物の種類及び含有物（例：P F O S 含有廃液、P F O A 含有ウエス）
- (2) 保管している汚染物の数量又は重量
- (3) 保管している汚染物の管理者の氏名又は役職等

4 汚染物の保管場所の表示内容等

- (1) 汚染物の保管場所である旨（例：廃液の保管場所、汚染物の保管場所）
- (2) 汚染物の種類及びその含有物（例：P F O S 含有廃液、P F O A 含有ウエス）
- (3) 保管場所の管理者の氏名又は役職等及び連絡先
- (4) その他管理者が必要と認めた事項（例：注意事項や含有率）
- (5) 掲示板は、縦及び横それぞれ 6 0 cm 以上とする。

泡消火薬剤等保管容器等の点検記録

[illegible]

泡消火薬剤等
汚染物 の保管帳簿

物品番号	品 名	型 式	
	汚染物の場合、その種類（廃液、布、不要物等）を記載		
確認日付	保管場所	保管数量	確認者

注意事項：保管容器の点検及び移替え並びに訓練等において泡消火薬剤等を使用した場合等も記入する。

なお、本様式は基準であり、必要に応じて追加することができる。

泡消火薬剤等及び汚染物の処分等状況

確認日付	物品番号 品 名 型 式	数量	処分等の内容	確認者
	汚染物の場合、その種類（廃液、布、不要物等）を記載	泡消火薬剤等に移替えた場合や訓練等で使用した場合、その数量を記載	- 処分した方法を具体的に記載（例：産業廃棄物処理業者への委託、メーカー引取等） - 泡消火薬剤等に移替えた場合や訓練等で使用した場合、その内容を具体的に記載（例：消防点検のため、総合消火訓練で使用等）	

注意事項：本様式は基準であり、必要に応じて追加することができる。

特定化学物質使用装備品等調査表（管理状況）

分類 一般装備品

機関名

区分	使用中		使用するため保管中		処分のため保管中		処分したもの				備考
	品目数	数量又は重量等	品目数	数量又は重量等	品目数	数量又は重量等	産業廃棄物処理業者への委託数量又は重量	メーカー引取数量又は重量等	その他		
									数量又は重量等	内容等	
需 品	消火器及び消火設備に使用している泡消火薬剤等の品目数をP F O S又はその塩又はP F O A又はその塩ごとに記載	消火器及び消火設備に使用している泡消火薬剤等の数量又は重量をP F O S又はその塩又はP F O A又はその塩ごとに記載	消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤等の品目数をP F O S又はその塩又はP F O A又はその塩ごとに記載	消火器及び消火設備等に使用するために保管している泡消火薬剤等の量をP F O S又はその塩又はP F O A又はその塩ごとに記載	消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤の品目数と汚染物一式をP F O S又はその塩又はP F O A又はその塩ごとに記載	処分するために保管している消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤と汚染物の量をP F O S又はその塩又はP F O A又はその塩ごとに記載	産業廃棄物処理業者へ委託した泡消火薬剤等の数量又は重量を品目別及びP F O S又はその塩又はP F O A又はその塩ごとに記載	消火器等メーカーへ引き渡した消火器等の数量又は重量を品目別及びP F O S又はその塩又はP F O A又はその塩ごとに記載	産業廃棄物処理業者委託又はメーカー引取以外の処理を実施した場合は、その数量又は重量を品目別及びP F O S又はその塩又はP F O A又はその塩ごとに記載	処分等の内容を記載	移替えや訓練等において泡消火薬剤等を使用した場合は、「処分した物」欄の「その他」の欄に数量を記載し、「内容等」の欄にその内容を記載
	記載例① ・消火器（P F O S規制対象*） ○○ ・消火器（P F O A規制対象*） ○○ ・消火設備（P F O S規制対象*） ○○ ・消火設備（P F O A規制対象*） ○○	記載例② ○○本 ℓ ○○ℓ 合計 ○○ℓ	記載例①に同じ。	記載例②に同じ。	記載例③ ・消火器（P F O S規制対象*） ○○ ・消火設備（P F O A規制対象*） ○○ ・汚染物（P F O S規制対象*） 布 廃 水 その他の不要物	記載例④ ○○本 ℓ ○○ℓ ○○g ○○ℓ ○○kg(又はg) 合計 ○○ℓ ○○kg(又はg)	記載例⑤ ・消火器（P F O S規制対象*） ○○本 ℓ ・消火器用消火薬剤（P F O A規制対象*） ○○ℓ ・汚染物（P F O S規制対象*） 布 ○○g 廃 水 ○○ℓ その他の不要物 ○○kg(又はg) 合計 ○○ℓ ○○kg(又はg)	記載例⑤に同じ。	記載例⑤に同じ。		

※ 規制対象：「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて」（厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室・経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室・環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室。31.3.29）第1項に基づき、事業者自らが「利用可能な最良の技術（BAT: Best Available Technology/ Techniques）」の原則に基づく当該第一種特定化学物質の化学物質中の含有量に係る上限値を設定し、当該第一種特定化学物質の含有量の低減方策等とあわせて、あらかじめ厚生労働省、経済産業省及び環境省に文書で提出（BAT 報告書）し、妥当と認められたもの以外をいう。